

## 税理士連携短期継続特別保証制度要綱（抜粋）

岐阜県信用保証協会

### 1. 目的

岐阜県信用保証協会（以下「協会」という。）、本制度を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）並びに本制度を取り扱う税理士会に所属する税理士及び税理士法人（以下「税理士等」という。）が連携して、中小企業・小規模事業者に擬似資本的な資金を供給することにより、資金繰りの安定化を図るとともに、決算期ごとの保証申込を通じ、経営状況の把握に努め、継続的な経営支援に取り組み、もって中小企業・小規模事業者の事業の改善及び発展に資することを目的とする。

### 2. 申込人資格要件

岐阜県内に工場または事業所を有し、次の全ての要件を満たす法人であること。

- (1) 取扱金融機関における与信取引が1年以上あること。
- (2) 税理士等が月次管理を行い、税理士等からの「推薦書」（所定様式）があること。
- (3) 直近決算において、次の何れかに該当していること。
  - ア 債務超過ではないこと。
  - イ 経常利益を計上していること。
- (4) 既保証分が条件変更等による返済緩和がされていないこと。

### 3. 保証条件

- (1) 貸付限度額  
5,000万円とする。  
ただし、本制度は1申込人当たり1口限りとする。
- (2) 資金用途  
運転資金とする。  
ただし、既保証付融資の借換え資金（「8. 保証期間終了後における本制度適用の特例」を適用する場合の資金を除く。）は含まない。
- (3) 貸付形式  
手形貸付とする。
- (4) 保証期間  
3ヶ月以上1年以内とする。  
ただし、別に定める借換（継続）ができない場合を除き、本制度は最大4回まで借換（継続）ができる。  
なお、終期は、税務署への確定決算の申告期限から原則3か月以内とする。  
また、借換（継続）を行う場合は、「決算概要報告書」（所定様式）の提出を必要とする。

(5) 返済方法

一括返済とする。

(6) 信用保証料

信用保証料等徴収規程等に定めるところによる。

推薦する税理士等が、認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条で定める認定経営革新等支援機関をいう。）の場合または、直近決算に税理士法第33条の2第1項に規定する書面が添付されている場合については、0.1%を割引いた料率を適用する。

(7) 貸付利率

取扱金融機関所定の利率とする。

(8) 保証人

原則として法人代表者以外の保証人は不要とする。

(9) 担保

原則として無担保とする。

#### 4. 借換（継続）ができない場合

次のいずれかに該当する場合は、借換（継続）はできない。

- (1) 既保証分が返済条件を緩和した場合。
- (2) 業績の悪化に伴い、将来的な償還の見通しが難しくなった場合。
- (3) 著しい社外流出が発生し、財務の健全性が損なわれた場合。

#### 5. 借換（継続）ができない場合の対応

前項の借換（継続）ができない場合は、期日までに完済しなければならない。

ただし、完済が困難な場合は、条件変更による期間延長や他の保証による借換えにより対応するものとする。

#### 6. モニタリング

取扱金融機関及び税理士等は、実行後の申込人の現況把握に努め、必要に応じ協会と連携して経営支援に取り組むものとする。

#### 7. 取扱税理士会

所定様式にて覚書を締結した名古屋税理士会とする。

#### 8. 保証期間終了後における本制度適用の特例

「3. 保証条件」に定める保証期間が終了する場合において、「2. 申込人資格要件」に該当するときは、改めて本制度を適用する。